3　平成三十一年新医療法第三十条の四第二項第十号及び第十一号に掲げる事項については、平成三十一年新医療法第三十条の六第一項の規定にかかわらず、都道府県は、施行日以後最初に行われる同条第二項に基づく調査、分析及び評価の際に、当該調査、分析及び評価を行うものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

4　都道府県が平成三十一年新医療法第三十条の四第二項第十号及び第十一号に掲げる事項について当該都道府県の医療計画に初めて定めるとき、及び前項の規定に基づき当該都道府県の医療計画を変更するときは、同条第十七項及び第十八項の規定を準用する。

第六条　第三条の規定による改正後の医療法第十条第三項の規定は、同項の厚生労働省令で定める病院の開設者が、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（次条において「第二号施行日」という。）以後に、当該病院の管理者を選任する場合について適用する。

（医師法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第二号施行日前に第五条の規定による改正前の医師法（以下この条及び次条第二項において「第二号旧医師法」という。）第十六条の二第一項の規定によりされた指定等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧医師法の規定によりされている指定等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、第二号施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、第二号施行日以後における第五条の規定による改正後の医師法（以下この条及び次条において「第二号新医師法」という。）の適用については、第二号新医師法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第八条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に医学を履修する課程を置く大学に附属する病院であって臨床研修を行っているものは、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による都道府県知事の指定を受けた病院とみなす。

2　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

（健康保険法の一部改正）

第九条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第四項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　医療法第七条の三第一項に規定する構想区域における保険医療機関の病床数が、当該申請に係る指定により同法第三十条の四第一項に規定する医療計画において定める将来の病床数の必要量を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した数を超えることになると認める場合（その数を既に超えている場合を含む。）であって、当該病院又は診療所の開設者又は管理者が同法第三十条の十一の規定による都道府県知事の勧告を受け、これに従わないとき。

（地域保健法の一部改正）

第十条　地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第三十条の四第二項第十二号」を「第三十条の四第二項第十四号」に改める。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第十一条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項中「第十六条の四第一項」を「第十六条の六第一項」に改める。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第十二条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第百条第六項中「昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の四第一項」を「昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の六第一項」に、「第六条の五第三項第七号」を「第六条の五第三項第八号」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第十三条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第三十条の四第十六項」を「第三十条の四第十八項」に、「同条第二項第十四号」を「同条第二項第十七号」に改める。

（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十四条　地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十八条中「同条第二項第十二号」を「同条第二項第十四号」に改める。

（政令への委任）

第十五条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　松山　政司

政令

公職選挙法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年七月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十五号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十二条第六項及び第二百七十一条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第百九条の六第一号ニ中「において」を「の規定により」に改め、同条第三号中「、第三号及び第五号」を削り、同条第五号ニ中「において」を「の規定により」に改める。

第百三十二条の五第一項の表法第百四十二条第一項第四号の通常葉書の数の項の次に次のように加える。

法第百四十二条第一項第四号のビラの数	六千五百枚
	千八百枚

第百三十二条の六第一項の表法第百四十二条第一項第五号のビラの数の項中

一	千六百枚

を「千六百枚」に改める。

第百三十二条の七第一項中「下欄に掲げる」の下に「当該」を加え、同項の表法第百四十二条第一項第六号のビラの数の項中

一	千六百枚

を「千六百枚」に改める。